二　沖縄振興特別措置法第四十一条第七項の変更により新たに法第六十条第一項の表の第二号の中欄に掲げる区域に該当することとなつた区域　当該変更に係る沖縄振興特別措置法第四十一条第七項において準用する同条第四項の規定による提出の日

三　沖縄振興特別措置法第五十五条第四項の変更により新たに経済金融活性化特別地区の区域に該当することとなつた区域　その新たに該当することとなつた日

第三十八条の四第三十九項第三号中「第六十四条第八項」を「第六十四条第九項」に改める。

第三十九条第二項中「この条」の下に「及び次条第九項」を加え、「同項各号」を「法第六十四条第一項各号」に改め、同条第三十二項中「第六十四条第八項」を「第六十四条第九項」に、「保存しなければ」を「保存しなければ」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十一項を同条第三十五項とし、同条第三十項を同条第三十四項とし、同条第二十九項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十八項を同条第三十二項とし、同条第二十五項から第二十七項までを四項ずつ繰り下げ、同条第二十四項中「第十九項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十三項を同条第二十七項とし、同条第二十二項を同条第二十六項とし、同条第二十一項を同条第二十五項とし、同条第二十項中「第三十九条の九十九第五項第二号」を「第三十九条の九十九第九項第二号」に、「同条第五項第二号」を「同条第九項第二号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十九項第三号中「工場、事務所その他の建物、構築物又は機械及び装置（以下この号において「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同項の次に次の三項を加える。

20　法第六十四条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情は、工場、事務所その他の建物、構築物又は機械及び装置（以下この項及び第二十三項第三号において「工場等」という。）の敷地の用に供するための宅地の造成並びに当該工場等の建設及び移転に要する期間が通常一年を超えると認められる事情その他これに準ずる事情とし、同条第三項に規定する政令で定める期間は、三年とする。

21　法第六十四条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の代替資産となるべき資産に係る同項に規定する乗じて計算した金額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

一　当該資産の当該事業年度開始の日の前日における取得価額

二　当該資産の前号に規定する開始の日の前日における帳簿価額

22　代替資産が法第六十四条第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により代替資産とみなされた資産であり、かつ、当該代替資産が減価償却資産である場合における同条第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）に規定する当該代替資産の取得価額に算入しない金額は、同条第一項又は第九項の規定により損金の額に算入された金額に、前項第二号に掲げる金額に対する同項第一号に掲げる金額の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

第三十九条第十七項を同条第十八項とし、同条第七項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「第十八項第二号」を「第十九項第二号」に、「第十六項及び第十八項」を「第十七項及び第十九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第六十四条第一項に規定する取得に係る部分の金額として政令で定める金額は、同項に規定する補償金、対価又は清算金の額のうち次に掲げる金額の合計額とする。

一　既に代替資産の取得に充てられた額

二　法第六十四条第一項の既に取得をした代替資産が同条第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により代替資産とみなされた資産であり、かつ、当該代替資産につき同条第一項又は第九項の規定の適用を受ける場合における当該代替資産の取得価額のうちその適用に係る部分の金額

第三十九条の二第十六項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十項第一号又は第十二項」を「第十一項第一号又は第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第九項中「第六十四条第八項」を「第六十四条第九項」に、「保存していなければ」を「保存しなければ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　前条第二十二項の規定は、代替資産が法第六十五条第三項において準用する法第六十四条第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により代替資産とみなされた資産であり、かつ、当該代替資産が減価償却資産である場合における法第六十五条第十二項において準用する法第六十四条第八項に規定する当該代替資産の取得価額に算入しない金額について準用する。

第三十九条の三第六項中「第六十四条第八項」を「第六十四条第九項」に、「第六十八条の七十第七項」を「第六十八条の七十第八項」に改める。

第三十九条の六第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第三十九条の七第二十五項第四号中「第六十四条第八項」を「第六十四条第九項」に改める。

第三十九条の八第二項及び第三項中「第六十五条の十第一項第三号」を「第六十五条の十第一項第二号」に改める。

第三十九条の十四の三第一項第一号中「もの又は」を「もの」に、「に限る。）及び」を「又は保険業若しくはこれに関連する事業を主たる事業とする外国関係会社の経営管理を行う法人として財務省令で定めるものに限る。）及び」に、「に限る。）を」を「又は当該外国関係会社の経営管理を行う他の法人として財務省令で定めるものに限る。）を」に改める。

第三十九条の十五第一項第一号中「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改める。

第三十九条の二十四の二第一項第二号中「五年」を「三年」に改め、同条第十一項中「は、」の下に「同項に規定する特別勘定に係る特定株式（以下この項において「特定株式」という。）のうち」を加え、「五年」を「三年（令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式にあつては、五年）」に改め、「（同項の特定株式をいう。以下この項において同じ。）」を削る。

第三十九条の二十八第一項中「規定する」の下に「事務負担に配慮する必要があるものとして」を加え、同条第二項中「規定は」を「減価償却資産は」に、「とする」を「の適用を受ける減価償却資産及び貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した減価償却資産とする」に改め、同項第三号中「第六十四条第八項」を「第六十四条第九項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当するかどうかの判定その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第三十九条の三十六第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第八号を削り、同条第九号を同条第七号とし、同条第十号を同条第八号とし、同条第十一号を同条第九号とする。

第三十九条の四十三第二項第一号中「第二欄」を「第三欄」に、「次号イ及びロ」を「次号及び第三号」に改め、同項第二号中「第五号までの第二欄」を「第四号までの第三欄」に改め、同号イ中「ロに」を「以下この項に」に改め、「限る」の下に「。次号イ及び次項において同じ」を加え、同号ロ中「第二欄」を「第三欄」に改め、同項に次の一号を加える。

三　法第四十二条の九第一項の表の第五号の第三欄に掲げる事業　次に掲げるいずれかの規模のもの

イ　一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円を超えるもの

ロ　機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が五十万円を超えるもの